

松江市告示第 27 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 396 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 16 日

松江市長 上 定 昭 仁

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江市竹矢公民館	松江市八幡町 279 番地 1 松江市竹矢公民館運営協議会	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
松江市立竹矢農業 文化センター		
松江市忌部公民館	松江市東忌部町 899 番地 松江市忌部公民館運営協議会	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
松江市立忌部農業 文化センター		